

「学閥」による組合支配の実態と

その意図

新潟市教組の場合

高橋 武 昌

一、はじめに

「学閥」いわゆる「ときわ会」は、かつて新潟師範学校卒業生の同窓会で「学閥」組織であったが、教員の出身大学の多様化に伴い、新潟師範、新大教育学部出身者以外も含めたインフォーマル組織へと姿を変え県内教育界の隅々に隠然たる影響力を行使しています。高田師範を源流とするインフォーマル組織「公孫会」も全く同様なものです。教職員の研修団体と称していますが、新潟県の教育と教員人事を裏で例外なく完璧に牛耳っている組織です。管理職人事等への介入は常態化していることも今日まで批判されてきているものです。

さて、連合組合傘下の新潟県教職員組合には十四支

部ありますが、新潟市教組（新潟市支部）は資本・権力から独立し要求で一致した組合員で組織する教職員組合の伝統を守ってきています。この度の新潟市教組介入問題とはかつての「学閥」同志会（学閥系のグループで市教組組合員として市教組筆選を今まで、しかけてきている）の介入とは質、量とも違う大がかりなものでした。まず、「ときわ会」「公孫会」がこの筆選にむけて癒着していたこと、長期にわたって立案・組織実行していること、何より見逃せないのは、県教組本部（勿論、近隣支部の同意と援助のもとに）と市教育委員会管理主事も加わりながら「ときわ会」「公孫会」組合対策校長（管理職）が関係管理職と同意の上実行していることです。

二、新潟市料理屋「玉木」会談から事実が明らかに

具体的な介入とは、昨年度、新潟市教組組合役員選挙戦で書記次長候補を立て当選させようというもので、そして年度を追うごとに委員長、書記長を奪還しようともくろんでいたことです。多くの方から情報をいただいていたのですが、昨年九月一二日に新潟市内の料理

屋で組合担当管理職と新潟市教育委員会管理主事（二名）、同志会担当者、新潟県教組書記長、同志会の市教組副委員長が先の件で相談、懇親していることが発覚したのです。

新潟市教組の役員四名が、新潟市教育委員会管理主事、出来島精一氏に会った時のやりとりは、啞然とさせるものでした。以下の会話をお読みください。（新潟市教組だより二〇四六号）

組合

「ときわ」の大物から耳にして、心配しているのですが、市教組のことで「ときわ」の人とお会いしましたネ。

出来島

はっ、そうですネ。

組合

誰がおりましたか。
Aさんがいました。あー、それから「同志会」の人たちが五、六人いました。

組合

Bさんいましたネ。

出来島

そう、いましたネ。
（首をかしげながら）
自己紹介されたけど、誰かわからなかった。

組合

あつ、そういえば県教組の高橋さんいました。
高橋初敏（新教組本部書記長）さんですネ。

出来島

そうですね。

組合

どんな話をされたんですか。
出来島 顔合わせ会で、私も三年間で初めてでした。

出来島

組合

市教組のことを話されたんですか。
出来島 書記次長を立候補させる話でした。
下山小の校長先生が窓口でした。

組合

何という校長先生ですか。
出来島 えーと、飯田先生でした。

組合

飯田先生も同席したのですネ。
出来島 そうでしたネ。
組合 ところで、場所はどこでしたかネ。
出来島 鏡淵の近くの魚屋さんでしたヨ。

組合

「青木」さんでしたかネ。
出来島 「玉木」さんでした。

組合

何を話したんですか。
出来島 下山の校長先生の話をお聞きして、

組合

自己紹介をされて・・・。
か。どれくらい時間おられたのですか。

出来島

私と品田さんは小一時間程度で失礼しました。他の人たちは残っていました。

組合

いつ頃でしたかネ。九月の十日でしたかネ。

出来島

手帳を見ればわかりますが・・・。
（腰を浮かす）

組合

いや、けっこうです。
書記次長を立てるということは、市教組を（同志会が）奪回するということですね。

出来島

そんな過激なことと言わないで下さい。

組合

（同志会が）組合を取るってなんで

出来島
組合

すヨ。
そうですかネ。
このことを上の課長なりに報告し、
たのですか。

出来島

これは非公式なことで、報告はして
いません。
先生、教育委員会がこういうところ
に顔を出すことは大変なことです

出来島

ヨ。
このような席に顔を出したのはウ
カツでした。

この事実の上に立ち、組合担当管理職の下山小学校
飯田哲男校長（元新教組委員長）に会い事の内容を糾
すと、介入があったことを認め謝罪文を書きました。
「公孫会」の組合担当の桃山小学校吉田教悟校長とも
連絡をとり対策していたことも判明したので吉田校長
にも謝罪文を書いてもらいました。

次に、飯田校長の発言は、介入の中核に迫るもので
す。そして本人の謝罪文もごらんください。

吉田校長の謝罪文も、同様にあります。飯田校長の
話にもあるように、「ときわ会」「公孫会」あけての
介入だったことが分かります。新潟市の「ときわ会」
会長、支部長、校長会長の対策会議の折、必ずしも
先頭切ってやれ」とは言っていない旨発言がありまし
たが、消極論を唱えたメンバーの中の校長の声はかき
消されています。

さて、新潟市教育委員会管理主事と飯田校長の発言
と謝罪があった五日後、くしくも両者から同時に、二
者の発言の訂正が届けました。

両者の訂正は全く共通した点がありました。
出席者の新教組本部書記長高橋初敏氏と新潟市教組
副委員長（同志会メンバー）がいたと言ったが記憶が
いだ、ということでした。双方とも四人が対応してい
る前で発言したことでこの両者について記憶にないと
は笑止です。

又、飯田校長は訂正文の中で、新たな組合組織介入
の事実を吐露しています。「管理主事との話しあい
（九月一二日）の主な内容は、組合役員に立候補する
若い人が、理解のない管理職から圧力のかけられる
ことのないようご配慮願いたいもの」と言うのです。
同志会の組合役員立候補の際は職場で仕事のことや分
掌で当選をめざして配慮すること、というのです。ま
さに介入を追認している内容です。

新教組本部高橋初敏書記長にも事実を確かめると、
「九月一二日の会合にはでていない。新潟駅近くで教
研レポートの件である人と会っていた」と主張してい
ますし、新潟市教組大阪副委員長は私たちの訪ねに対

不当労働行為問題

あらわになった「関」の介入

その2

「不当労働行為」問題について、前号の出来島管理主事とのやりとりが続いて、下山小飯田校長とのやりとりの詳細を公表します。

【資料2】

組合 今日、なんで来たかわかりますよね。

飯田 いいえわかりません。

組合 組合の役員選挙に（飯田）校長が介入した事実をつかんでいる。九月二日の「玉木」の会合は間違いないですな。

飯田 （立ち上がって、手帳を見る）

間違いないです。

組合 どういうことを話したのですか。

飯田 どう言ったらいいかなあ。組合関係を

やっていたので、後輩から相談を受け

る。立候補するときの口、手順、と

言っちゃおかしいけど、役選の手続き

とか教える。

組合 （来年度の役選に）書記次長を出すとい

う話が出たでしょう。

飯田 出すとか、出さないの話はなかったな

あ。

組合 複数から、確認取ってるんですよ。そ

んな態度をとっていると、重大問題になりますよ。書記次長の話が出たでしょ。

飯田 （書記次長を出す話）出しました。

組合 出席者は誰でしたか。

飯田 出席者は、出来島（管理主事）、品田（管理主事）、自分（飯田）、高橋（本部書記長）、A、B、大坂（支部副委員長）、あと、Cさんかなあ。

組合 どのぐらいの時間いたのか。

飯田 一時間ぐらいいたかな。

組合 管理にはどんなことを話したか。

飯田 「よろしくたのむ」と言ったと思うが

……

組合 市教組の（執行部）撤回の話をしたで

しょう。

飯田 しました。

はい、そうです。私も、元同志会会長

ですから、（市教組を）「同志会」で取

りたいと相談があればのる。

今回もつた。同志会がそういう意向

を持ってるもんですから。同じ同志会

の仲間ですから。同志会が自分の考え

てる執行部をつくりたいと言うもんですから。

組合 九月二日以後どう動いたか。

飯田 記憶にない。九月二日以後、そういうことはない。その前には会ったことがある。高橋（初敏・本部書記長）さんと会ったのは、九月二日が最後です。その前は、八月二〇日前後に会っている。新教組本部には行っていない。

組合 黒埼合併問題でも、助言とかしてると

しよう。

飯田 助言と言うより、黒埼が（新潟支部の）

選挙に入れば、（同志会に）有利だろ

うが、冷静に考えれば、無理。組合費

を納めてないわけだし。それはみなさん（支部執行部？）がおっしゃっている

のが正しいというか、みなさんが言っ

てるほうになるだろう、と言った。

組合 （西浦支部で）署名もはじめたが……

飯田 それは関係ない。それはわからない。

私が言ったからではない。

組合 「公孫」とも連絡取ってますよね。

飯田 「公孫」との連絡は取ってます。元委員長ですよ。

組合 吉田(桃山小学校)さんですか。

飯田 はい、そうです。

組合 吉田さんと市教組審判の話をしたのはいつからですか。

飯田 いろいろな会でやっていますので、いつからと言われると答えようがない。

組合 (今度の) 役選の話をしてるでしょう。執行委員を出して下さいと言った。執行委員を、「ときわ」六名(現在七名)、「公孫」二名(現在一名)にする方向です。書記次長を、「ときわ」で出すので、そことの調整です。

組合 他の校長、「ときわ」の幹部とも相談してるでしょう。

飯田 「ときわ」の八地区の(支部長)

校長には、報告した。

組合 八地区の校長というのは誰ですか。

飯田 K小のK(江南)、S小のS(西部)、H小のY(南部)、M中のS(阿賀)、O小のH(東部)、T中のS(江東)、M小のI(中央)、あと、自分(山の下)。

「ときわ」の会長の立場の人には、話してある。

組合 市教委の二人の管理以外に話したか。

飯田 話してない。

組合 組合役選に介入したと言うことではないですね。

飯田 ……

組合 どうなんですか。

飯田 気持ちとしては……。

組合 今言ったことが介入と言われれば、介入ですね。

飯田 組合の代表としてきている。あなたの退選を伺いたい。

飯田 書記次長にこれをだせとか、は言っていない。みなさんで決めて下さい、と言った。二転三転したみたいですけどね。

太夫浜小とか言ってたなあ。

組合 あなたが一貫して主戦論を唱えていたんじゃないんですか。

飯田 いや、同志会が、みなさん(支部執行部?)と選挙してみたい、と言うもんだから。(支部)奪回計画は、みなさんご存じのように、昔もあったわけ

で。この話は、今年から。吉田には、二学期になつてから話した。彼の本音は、わかりませんけどね。柏崎の人聞てから。

(八地区の「ときわ」支部長(校長)さん方は、正直言つてよくわかってな

いと思います。必ずしも、先頭切つてやれとかは言わなかった。

組合 (方針は) わかった。(支部を奪回)しようということになったんでしょう。結果としてここまで来てるわけですから、そういうことです。

飯田 一筆書いてもらいたい。

組合 気持ちはこの通りですが、お願いがあります。このことについては、私が最高責任者なので、私の力の及ぶ範囲にとどめていただきたい。この通り書かせていただきます。

飯田

〇〇年二月一日

午前八時三〇分―九時三〇分

下山小 飯田校長

組合 高橋 上杉 吉村 堀川

新潟市教組だより
今年の新潟市教組役員選挙に
候補者推薦の模様を
紹介いたします。
組合員の方へ
お知らせ。
今後、活動の場として
利用させていただきます。
2001.1.15
食田 昭雄

して一貫して逃げまわり会おうとはしませんでした。同席した同志会担当の二名は会合の事実を認め、介入に手を借した事の重大さを受けとめ謝罪文を書き、その後も、管理主事・飯田校長の言を否定していないので私たちは名前の公表をさし控えました。

三、組合介入とは

憲法第二八条は、勤労者の団結権、交渉権、ストライキ権を保障しています。しかし、地方公務員は、交渉権とストライキ権は不当にも制限されています。これらのいわゆる「労働三権」は資本主義の発達に伴い、生産手段をもたない被雇用者としての勤労者の弱い立場を保護し生活を守るために歴史的に確立された輝かしい権利のわけです。世界中の憲法・基本法で保障されている生存権です。特に団結権は、勤労者が労働組合を結成しその活動を保障する権利として重要です。雇用者や当局が組合の結成を妨げたり組合に入らないことを採用の条件にしたりすることも労働組合法で不当労働行為として禁止しています。また、労働組合を雇用者や当局に従属させ雇用者の言うままになる組合即ち御用組合化するような行動も、組合への支配・介

入（不当労働行為）として禁止しています。

組合は、組合員の要求にもとづき、組合員の生活と権利を守り向上させるための自主的な組織です。その組合の役員が交渉の相手側である雇用者や当局の言うままになるようでは、組合員の利益は守れません。労働組合法は、雇用者や当局が組合の運営に介入したり役員選挙に介入することを厳しく禁止しているのです。当然、中学生などは社会科公民の授業できちんと教えらるべきことです。介入に組した教師たちの教育理念と良心が疑われると言ってもいいことです。

今回の問題は、組合の交渉相手である新潟市教委の管理主事や校長が、自分たちの言うままになる「ときわ会」等の同志会役員を送り込むための一連の行動で、文字通り不当労働行為そのものです。

新潟市教職員組合は、事実として関係の管理主事・校長の処分を新潟県教育委員会、新潟市教育委員会に要求しました。（二〇〇一・一・三一）

校長の任命権者である新潟県教育委員会は、「地教委、からその旨の事実があったことは確認していない」と言うし、新潟市教育委員会は、「二人の管理主事は九月一二日の会合には出たが、支部役員選挙の話は一

さいなかったと聞いている。季下に冠をたださず…の気持ちでのぞんでいきたい」と当事者の擁護に回っています。

私たちは、これからも続けて当局の責任を追求していきますし、「ときわ会」のある校長は「新潟市の教育をこれから背負って立つ教員達には、労働組合のことをきちんと認識し良識ある管理職に育ってほしい」と言っています。それを支える教師はまさに、管理職の資質に欠けるような行動・（とくに分会においても）多くの教職員から批判と反省が求められています。



3月26日 毎日新聞

四、広がる父母・市民の怒り

市民は、この問題に今、関心を寄せています。二〇〇一年三月二五日には新潟市で、「県教育界の暗闇の世界が今、明らかに」なる「関」による公教育支配の実態から」というシンポジウムが開かれました。毎日新聞・赤旗が報道しています。

県教育界の学閥支配 考えるシンポジウム 市民ら50人参加	貞彦さんの4人。 シンポジウムでは同頭、 高橋委員長が同組合の書記 次長候補の擁立に新潟市教 委や管理職の現職校長らが 介入した不当労働行為を報 告。その根拠に關の人脉が あったことなどを説明。組 合の役員を入れ替え、校長 など管理職の思いつきの組 合にしよという介入は許 せない」と断った。これを 受け、中村洋二郎弁護士は 「使用権限から指図を受け るような労組は存立の規範 を失うもので、（介入は） 直接攻撃。極めて不当な労 働行為だ」と述べた。
バネリストは新潟市教職 員組合の高橋委員長、 中村洋二郎弁護士、山崎健 新大助教授、元県議の武田	

なお、このシンポジウムで、弁護士の中村洋二郎さんが発言されています。市民の代表としてのこの発言は法的に許されない行為であることを述べていますので左に掲げます。

五、まとめ

一九七二年二月、新教組長岡支部で多数派の同志会が役員選挙での立候補者推薦大会に管理職の小中学校長が来賓として出席したことが分かり一部組合員が「組合運営に対する不法介入だ」と抗議しました。当時の新潟日報によると出席校長たちは「今後このようなことはしない」と謝罪し、新潟県教育委員会学事課長も「一般的に言って組合人事など組合内部の問題に校長が入り込むのはよくない」旨、コメントしています。実は権力の組合介入は今日まで続いていることです。今回、新潟市教育委員会も新潟県教育委員会も、介入行為はなかった……と言っているが、例のように九月一二日に会議を持ったこと事態が介入そのものであり、教育委員会・管理職・同志会担当・県教職員組合が一体になってすすめている不法介入を隠蔽しようとする罪深き行為でもあります。

学校の民主的運営、子どもの権利と立場にたった教育、そしてそれらをおし進める教職員の人事について、「学閥」は「組合」を支配することから教育支配を完遂しようとしています。

昨年度の四役選挙では、同志会は候補を立てませんでした。汚れた候補者を新潟市教職員組合員の良心は決して許しません。

(たかはし たけまさ・江南小学校)



管理主事や校長の組合介入は

労働組合の存立の基盤を侵す

弁護士 中村 洋二郎

玉木会談の違法性は、管理職である飯田、吉田校長の法令違反問題と教職員の団結権侵害の問題の二つにある。教育基本法10条では、教育は不当な支配に服することなく、国民全体に直接責任を負うとなっている。不当な支配とは、権力、政党、宗教、閥などによる圧力や介入による教育支配を意味している。これが行われるということは、教育の独立性、自主性、学問の自由、子どもの教育を受ける権利を次々に侵すという根本問題に触れることになる。

第2の問題は、憲法28条の労働者と労働組合の団結権を侵害することだ。労働組合の真髄は、労働者が自主的に民主的に組織・運営することにある。管理職や使用者側の言うままに労働組合が動いたら、その組合は生命を失ってしまう。労働組合は、使用者側と対決して交渉し、労働条件を守っていくのが使命だから、その使用者からいろいろ面倒をみてもらっていることは、労働組合の存立の基盤を根本から侵すことになる。

労働組合法の7条の3号では、使用者側の支配介入を禁止している。いくつかの条項の中で、この3号の労働組合への結成・運営に関する支配介入行為は、労働組合そのものの存立の基盤を脅かすもので、労働組合に対する直接攻撃だから、重大な意味合いを持つものである。

この事件をみると、労働組合の直接的交渉相手である管理職と人事行政の管理権を持つ管理主事、そして閥グループに属する組合役員の3拍子そろって談合すること、しかも、その課題が労働組合の中核を担う書記次長の選挙対策である。その上組合の主導権を奪回するという、極めて露骨な不当労働行為といわざるを得ない。

そろって詫言状を書きながら、そろって訂正を申し込んだとのことだが、奇妙なことをしている。もし裁判だったら、それだけで心証を取られる状況だ。弁解として「立候補する若い人が管理職から圧力をかけられることのないようにお願いする主旨だった」と言っているが、それは言い逃れだ。なぜそんなお願いをしなければならないのかという問題だ。「閥グループの人物だから当選するよう力を貸してくれ」という主旨であることは明らかである。こうしたことは法的に許されない行為である。

<緊急シンポジウムでの中村洋二郎さんの発言要旨です。>